

53条訴訟の意義と今後の課題

配布用レジュメ

伊藤塾塾長・弁護士

伊藤 真

<憲法53条>

- 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

総議員定数の8.73%
以上で召集を要求す
ることができる

<憲法66条3項>

- 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

国会の少数派であっても内閣を監視・監督するために国会を召集することができるという国会による行政監視機能を実効化するもの

憲法53条違憲国家賠償等請求訴訟 ～事実・訴訟の経緯

2017年6月18日

- ・国会において**森友家計学園問題が紛糾**するも、通常国会の**会期終了**

2017年6月22日

- ・森友家計学園問題の真相解明を求め、小西洋之参議院議員を含む野党議員らにより、**憲法53条**及び国会法3条に基づき**臨時国会の召集**が求められる。
- ・当時の参議院議員総数242名のうち**4分の1を超える71名**のほか、衆議院でも475名のうち120名も連名で要求。
- ・安倍内閣は臨時国会召集に応じようとせず**放置**。

2017年9月28日

- ・臨時会召集要求から**98日後**に、安倍首相がようやく**臨時国会を召集**。
- ・しかし、臨時会の冒頭に**衆議院解散**が行われたため、参議院も同時に**閉会**(憲法54条2項)。

2018年2月26日

- ・高井たかし衆議院議員により、「憲法53条に基づき要求した臨時国会の召集を安倍内閣が98日間放置したことは憲法違反だ」として、**岡山地裁に提訴**。

2018年5月28日

- ・5人の沖縄選出国会議員により**那覇地裁に提訴**。

2018年9月14日

- ・小西議員により、**東京地裁に提訴**(召集義務の確認訴訟追加)

2020年6月10日 那覇地裁判決(請求棄却)

- ・憲法判断を避けたものの、憲法53条に基づく臨時国会の召集要求は「単なる政治的義務にとどまるものではなく、**法的義務**であると解され、(召集しなければ)**違憲と評価される余地**はある」と判示

2021年3月24日 東京地裁判決(請求棄却)

2021年4月13日 岡山地裁判決(請求棄却)

2022年1月27日 広島高裁岡山支部判決(控訴棄却)

2022年2月21日 東京高裁判決(控訴棄却)

2022年3月17日 福岡高裁那覇支部判決(控訴棄却、那覇地裁判決およびこれを引用・支持)

2023年9月12日 最高裁判所第三小法廷判決(上告棄却)

2020年11月17日 憲法53条違憲国賠訴訟 証人尋問後記者会見



憲法53条違憲国家賠償等請求訴訟 ～訴訟の意義

1 立憲主義、議会制民主主義の回復

→国民の負託に応え**内閣の行政運営が適切であるかどうかを監督**する立場にある国会議員が、安倍内閣の**憲法違反の行為**によって国会質疑等の**権能を行使する機会が奪われてしまった。**

2 国民の知る権利の保障

→53条は、国会における議論、説得の過程を国民が知ることによって納得するという過程を重視した**熟議型の民主主義**のあらわれ。

→国会議員の職業の権利が害され、真相究明が果たせなくなることによって、結果的に**国民の知る権利も害されている。**

原告の請求、国側の主張

1 原告の請求

- ・臨時会の召集懈怠に**司法審査が及ぶ**
- ・確認請求も**法律上の争訟**である。
- ・憲法53条後段は**法的義務**、98日後の召集は違法であり、**国賠責任**を負う。

2 国側の主張

- ・**統治行為**であり高度に政治的なので**司法審査は及ばない**
- ・確認請求は**法律上の争訟**ではなく、**機関訴訟**であるが、国会議員と内閣との間の争いは**法律上認められていない**。
- ・憲法53条後段は**政治的責任**を負うに過ぎない。国賠法上の違法に当たらない。

下級審判決の争点整理

- ① 内閣による臨時会の召集の決定が憲法53条後段に違反するかどうかに関する法的判断について、裁判所の**司法審査権が及ぶか**。
- ② 憲法53条後段は政治的な責任に過ぎないか。
- ③ 本件召集要求に基づく内閣の召集決定が、本件召集要求をした個々の国会議員との関係において、**国賠法1条1項の適用上、違法と評価されるか**。
- ④ 本件召集が合理的期間内に行われたものとはいえないとして、憲法53条後段に違反するものといえるか。
- ⑤ 原告らの損害の有無。
- ⑥ 確認訴訟(東京)は法律上の争訟か。

下級審判決の結論

6件の判決とも
請求棄却

- ① 司法審査は及ぶ。統治行為論の採用はなし。
- ② 憲法53条後段について、政治的な責任、義務に過ぎないとした判決はない。憲法上の法的義務であることを認めるものもある。
- ③ ④⑤合理的期間の検討せず、国賠法上の違法にはあたらないとする。
 - ・ 憲法 53 条は、個々の議員への義務ではなく国会への義務である。
 - ・ 侵害された利益は公益であり私益ではない。
 - ・ 召集された場合に議員がなした活動は仮定的・抽象的な可能性に留まる。
- ⑥ 確認訴訟部分は機関訴訟にあたり不適法（東京）。

2020年6月10日那覇地裁判決①

憲法53条後段所定の召集要求がされたにもかかわらず、内閣が当該召集要求に従わずに臨時会を召集しなかったというような場合において、当該召集要求をした**国会議員が被る不利益ないし損失**というものは、臨時会における自由な討論等を通じて「**全国民の代表**」としての**国会議員の役割を果たすことができなくなる**というものであり、こうした臨時会を開催されることによる国会議員としての利益は、「**極めて政治的な性格を有するものである**」であって、国会議員の**個人的な利益(私益)**ではなく、国民全体のための利益**(公益)**といえるものである。

2020年6月10日那覇地裁判決②

そうすると、憲法53条後段に基づく召集要求があったにもかかわらず、内閣が適法に臨時会を開催しないといった事態は、当該召集要求をした個々の国会議員に対する金銭賠償を行うことによっててん補されることで回復するといった性質のものとは考えにくいところであって、国賠法がある行為を違法と評価することによってその行為の適法性を確保するという機能を営むものであるとしても、このような場合の救済として、国賠法1条1項に基づく損害賠償を認めることは、国賠法1条1項の制度趣旨に必ずしも沿うものとはいえない。そして、前記のとおり内閣に臨時会の召集を強制することができる旨をうかがわせる規定も存在していないことからすると、国賠法1条1項に基づく損害賠償を認めることによって、事実上内閣に対し、臨時会の召集を間接的に強制する結果となることも憲法上は予定されていない。

2021年3月24日 53条訴訟 東京地裁判決



2021年3月24日 東京地裁判決①

国の立法機関である国会の召集の決定を要求するという臨時会の召集の決定の内容及び性質にも照らすと、**臨時会の召集の決定を要求**することは、**国会議員という国の機関**が、憲法及び国会法の規定に基づいて有する権限を行使するものと解すべきである。

そうすると、原告は、本件において、内閣という国の機関を主体とする本件不作為等により、原告が**参議院議員という国の機関としての地位**に基づいて有する臨時会の召集の決定を要求する権限を侵害されたとして、その保護救済を求める趣旨で、内閣が当該権限に基づく行為に対応して一定の期間内に臨時会を召集することができるようにその召集を決定する義務を負うこと又は原告が当該権限に基づいて内閣が上記の決定をすることを享受することができる**地位にあることの確認を求める趣旨の訴えを提起**したものと解するのが相当である。

2021年3月24日 東京地裁判決②

したがって、**国会議員としての地位**を有する者が、その有する権限の侵害を理由として、内閣が国会議員に対して負う義務又は内閣が一定の意思決定をすることを享受することができる地位を有することの確認を求める趣旨の訴えは、裁判所法3条1項にいう「**法律上の争訟**」には該当しないというべきである。

そして、本件確認訴訟部分は、その内容に照らすと、**内閣と国会議員という国の機関相互**間における権限の行使に関する紛争についての訴訟であると解するのが相当であるから、行政事件訴訟法6条が規定する**機関訴訟に該当**するものと解すべきである。

2021年3月24日 岡山地裁判決

憲法53条後段の臨時会の召集要求も、国会議員が、このような要請に基づき、召集された臨時会における自由な討論を通じて、国民の多元的な意見や諸々の利益を調整し、究極的には統一的な国家意思を形成することへ向けて、「全国民の代表」たる立場で行うものであるから、同条後段所定の召集要求がされたにもかかわらず、内閣が当該召集要求に従わずに臨時会を召集しなかったというような場合において、当該召集要求をした国会議員が被る不利益ないし損失は、臨時会における自由な討論等を通じて「全国民の代表」としての国会議員の役割を果たすことができなくなるというものであり、こうした同条後段に基づき臨時会が開催されることによる国会議員としての利益は、国会議員の個人の主観的権利又は法律上保護される利益ではなく、国民全体のための公益にすぎないものと考えられる。

2023年9月12日

憲法53条違憲国家賠償請求訴訟 最高裁判決前弁護団集合



2023年9月12日 憲法53条違憲国家賠償請求訴訟 最高裁判決後旗出し



最高裁第三小法廷 2023.9.12判決

1 司法審査が及ぶか

- 及ぶとして判断。
- 国が主張した**統治行為論**は採用しなかった。

2 確認訴訟は機関訴訟か

- **法律上の争訟**であり、適法な訴えであったので、原審は誤り。
- **確認の利益がない**ので、請求を却下した原審の結論は是認。

3 憲法53条は法的義務か

- **法的義務である**。

4 国賠法上の違法か

- 個々の国会議員の臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものではないので、遅滞による**権利侵害はない**。

国側が主張する統治行為論

- ・諸外国では、かつては統治行為論に相当する法理論を用いて一部の政治的な問題については判断を避けていた時代もあったが、現在ではそのようなことはほぼ行われていない。
- ・ドイツではEU域外への**軍隊派遣の当否**について裁判所が判断し、イギリスの最高裁は2019年に首相が行った**議会の閉会措置を違法**とする判決を下している。過去に統治行為論を採用した判決があっても、現在では統治行為論はもはや通用しない、**過去のものになっている**と考えるべき。
- ・政治的な問題だからという理由で憲法判断を避ける統治行為論は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と定めている憲法81条に反する。
- ・内閣の行為は政治の問題だから裁判所が憲法判断しないというのでは、憲法が裁判所に対して**違憲審査権を認めている意味がなくなってしまう**。

法律上の争訟に当たるか

「個々の国会議員が臨時会召集要求に係る権利を有するという憲法53条後段の解釈を前提に、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして、上告人を含む参議院議員が同条後段の規定により上記権利を行使した場合に被上告人が上告人に対して負う**法的義務**又は上告人が被上告人との間で有する**法律上の地位の確認を求める訴え**であると解されるから、**当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争**であって、**法令の適用によって終局的に解決**することができるものであるということが出来る。そうすると、本件各確認の訴えは、**法律上の争訟に当たる**というべきであり、これと異なる原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。」

確認の利益はあるか

「もっとも、本件各確認の訴えは、将来、上告人を含む参議院議員が憲法53条後段の規定により臨時会召集要求をした場合における臨時会召集決定の遅滞によって上告人自身に生ずる不利益を防止することを目的とする訴えであると解されるところ、将来、上告人を含む参議院の総議員の4分の1以上により臨時会召集要求がされるか否かや、それがされた場合に臨時会召集決定がいつされるかは現時点では明らかでないといわざるを得ない。

そうすると、上告人に上記不利益が生ずる現実の危険があるとはいえず、本件各確認の訴えは、確認の利益を欠き、不適法であるというべき」

憲法53条後段は法的義務か

「憲法53条は、前段において、内閣は、臨時会召集決定をすることができる」と規定し、後段において、いずれかの議院の総議員の4分の1以上による臨時会召集要求があれば、内閣は、臨時会召集決定をしなければならない旨を規定している。これは、国会と内閣との間における権限の分配という観点から、**内閣が臨時会召集決定**をすることとしつつ、これが**されない場合**においても、国会の会期を開始して**国会による国政の根幹に関わる広範な権能の行使を可能**とするため、各議院を組織する**一定数以上の議員**に対して**臨時会召集要求をする権限を付与**するとともに、この臨時会召集要求が**された場合**には、内閣が**臨時会召集決定をする義務を負う**こととしたものと解されるのであって、**個々の国会議員の臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものとは解されない。**」

国家賠償法上違法か①

「所論は、国会議員は、臨時会が召集されると、臨時会において議案の発議等の議員活動をすることができるというが、内閣は、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求があった場合には、臨時会召集要求をした国会議員が予定している議員活動の内容にかかわらず、臨時会召集決定をする義務を負い、臨時会召集要求をした国会議員であるか否かによって召集後の臨時会において行使できる国会議員の権能に差異はない。

そうすると、同条後段の規定上、臨時会の召集について各議院の少数派の議員の意思が反映され得ることを踏まえても、同条後段が、個々の国会議員に対し、召集後の臨時会において議員活動をすることができるようにするために臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものと解されず、同条後段の規定による臨時会召集決定の遅滞によって直ちに召集後の臨時会における個々の国会議員の議員活動に係る権利又は利益が侵害されるということもできない。」

国家賠償法上違法か②

以上に説示したところによれば、憲法53条後段の規定による臨時会召集決定の遅滞により、臨時会召集要求をした国会議員の権利又は法律上保護される利益が侵害されるということとはできない。

したがって、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求をした国会議員は、内閣による臨時会召集決定の遅滞を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないと解するのが相当である。

国会議員個人の職業活動の自由(人格権の側面)の意義が認められなかったことは残念。

宇賀裁判官の反対意見①

- 国会議員にとって、議員活動をすることができないことは極めて重大な不利益であり、確認訴訟は、当事者間の具体的紛争解決にとって適切な手段。
- 確認の利益も認められ、訴えは適法。
- 憲法53条後段は法的義務である。
- 合理的期間について、20日あれば、十分。
- 国家賠償法1条1項の解釈において、ある損害が法的に保護されたものであるかという観点から、損害論の問題を論じれば足りる。

宇賀裁判官の反対意見②

- ・岩沼市議出席停止処分が争われた令和2年11月25日大法院判決において、議事に参与して表決に加わることを個々の議員の権利行使の問題として捉え、法律上の争訟に当たり、司法審査の対象となるとしたことは、国会議員にもあてはまる。
- ・国家賠償請求は認容されるが、特段の事情の有無及び損害額については原審で審理されていないので、原審に差し戻し。

宇賀裁判官の反対意見

確認の利益、確認訴訟は認められるか①

国会議員にとって、国会において国民の代表として**質問、議案の発議、表決等を行うことは、最も重要な活動**といえ、憲法上は召集されるはずであった臨時会で上記のような議員活動をする**ことができないことは極めて重大な不利益**であり、事後的な損害賠償によって回復できるものではないので、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求があったにもかかわらず臨時会召集決定がされないという事態を事前に**防止するための法的手段が用意されていてしかるべき**である。

そして、そのような法的手段としては、抗告訴訟としての義務付け訴訟も考えられるが、臨時会の召集を抗告訴訟の対象となる処分とみることができるとについては、否定説も成立し得るから、実質的当事者訴訟としての**確認訴訟は、当事者間の具体的紛争解決にとって適切な手段**であるといえると思われる。

宇賀裁判官の反対意見

確認の利益、確認訴訟は認められるか②

記録によれば、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求のうち20日以内に召集されたのは40回中5回しかなく、かつ、過去3年間をみても、臨時会召集決定は臨時会召集要求から20日を大きく超えてから行われている。

このような事態が生じているのは、臨時会召集要求がされた場合、内閣として臨時会で審議すべき事項等も勘案して、召集時期を決定する裁量があるという認識があるからと思われる、そうである以上、令和5年ないし令和6年に臨時会召集要求がされても、20日以内に臨時会が召集されない蓋然性は相当に高いと思われる。したがって、即時確定の利益も認められると考えられる。

結論として、本件各確認の訴えは、いずれも、確認の利益が認められ、適法であると考えられる。

宇賀裁判官の反対意見

憲法53条後段は法的義務か①

憲法53条前段は、内閣のイニシアティブで臨時会が召集される場合(いわゆる他律的国会)についての定めであり、内閣による法律案提出の準備等の状況を踏まえて、内閣の裁量で臨時会の召集時期が決定されることになる。これに対して、同条後段は、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば臨時会が召集されるいわゆる自律的国会についての定めである。

憲法53条後段が、単なる訓示規定ではなく、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、**内閣は、合理的期間内にその召集を決定する法的義務を負うことには異論がないと思われる。**

宇賀裁判官の反対意見

憲法53条後段は法的義務か②

上記のとおり、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、合理的期間内にその召集を決定する法的義務を負うところ、その**例外**は、常会又は特別会の開会が間近に迫っているので、臨時会を召集しなくても、**常会又は特別会**によって国会における**議論の場が適時に確保**され、憲法53条後段の趣旨が没却されない場合、又は**天災地変や戦争**により、**臨時会の召集が物理的に不可能**になった場合等の**特段の事情**がある場合に限られると思われる。

宇賀裁判官の反対意見 合理的期間①

憲法53条後段の眼目が少数派議員による国会での質問、議案の発議、表決等を可能にするという、いわゆる「**少数派権**」の**尊重**にあること、議員も一定の要件の下で議案を提出することができること(国会法56条1項)、委員会も、その所管に属する事項に関し法律案を提出することができること(同法50条の2第1項)に加え、**行政監視も国会の重要な役割**であり、臨時会召集要求の重要な動機になることが多いと考えられることに照らしても、内閣が法律案提出の準備を理由として憲法53条後段の規定による臨時会**召集決定を遅延させることは許されない**といえよう。

宇賀裁判官の反対意見 合理的期間②

合理的期間について、憲法は定めていないが、**20日あれば、十分**と思われる。このことは、**自由民主党の憲法改正草案**において、**憲法53条**について、**要求があった日から20日以内に臨時会を召集しなければならないと規定**されていることからもうかがえる。また、**同条後段と同趣旨の規定は、地方自治法101条3項**に置かれているが、**同条4項は、臨時会の招集の請求があった場合、普通地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を召集しなければならないと定めていることに照らしても、上記合理的期間を20日以内とすることは合理的と**考えられる。

自民党改憲草案53条

地方自治法101条

【自民党改憲草案53条】

内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があつたときは、**要求があつた日から20日以内**に臨時国会が召集されなければならない。

【地方自治法第101条】

普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ③ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ④ 前2項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、**請求のあつた日から20日以内**に臨時会を招集しなければならない。

宇賀裁判官の反対意見 合理的期間③

憲法54条1項及び国会法2条の3第2項は、衆議院解散後の総選挙又は参議院議員の通常選挙により、衆議院又は参議院を構成する議員の入れ替わりがあり、新たな名札の作成等の準備に時間を要する場合であっても、総選挙の日又はその任期が始まる日から30日以内の国会召集を義務付けていることに鑑みても、かかる準備が不要な憲法53条後段の規定による臨時会召集要求の場合、20日以内に臨時会を召集する義務があると解することに無理はないと思われる

憲法54条1項

国会法2条の3第2項

【憲法54条1項】

衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

【国会法2条の3第2項】

参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

宇賀裁判官の反対意見

国家賠償請求①

ある損害が法的に保護されたものであるかという観点から、損害論の問題を論じれば足りる。したがって、本件においても、憲法53条後段の臨時会召集要求を受けた内閣が、召集要求をした国会議員との関係で遅滞なく臨時会を召集する職務上の義務を負うか否かを問題にする必要はなく、臨時会召集要求をしたにもかかわらず、違法に臨時会が召集されず、**国会での活動の機会を奪われたことによる不利益が法的保護に値するか**を問題にすれば足りる。

国会議員は、国民の代表として、国会での審議に参画し、質問、議案の発議、表決等を行うことが最も重要な職務であるが、**国会が召集されていない期間**は、国会における国会議員としての活動はできないことになるから、**違法に臨時会が召集されなかった期間**は、**国会議員としての活動が妨げられたこと**になり、(他人に損害が生じていること)の要件も満たす。

宇賀裁判官の反対意見 国家賠償請求②

令和2年11月25日大法院判決・・・において、個々の議員が、議事に参与して表決に加わることを議会の機関としての活動の問題としてではなく、個々の議員の権利行使の問題として捉え、出席停止処分取消訴訟が法律上の争訟に当たることを前提として、司法審査の対象となるとしたのである。そこで述べられたことは、国会議員にも同様にあてはまる。

すなわち、個々の国会議員は、国会の審議に参画して表決に加わる権利を有するのであり、もし、国会議員が違法に一定期間の登院停止の懲罰を受けた場合、当該国会議員は、この権利の侵害として争うことができると考えられる。違法な臨時会の召集の遅延による場合であれ、違法な登院停止の懲罰による場合であれ、国会の審議に参画して表決に加わる権利の侵害である点で共通する。

令和2年11月25日大法院判決①

議員は、憲法上の**住民自治の原則を具現化**するため、議会が行う上記の各事項等について、**議事に参与し、議決に加わる**などして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の**意思決定に反映させるべく活動する責務**を負うものである。

出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への**出席が停止**され、議事に参与して議決に加わるなどの**議員としての中核的な活動**をすることができず、住民の負託を受けた議員としての**責務を十分に果たすことができなくなる**。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。

令和2年11月25日大法院判決②

そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、**裁判所は、常にその適否を判断することができる**というべきである。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、**司法審査の対象となる**というべきである。

宇賀裁判官の反対意見

国家賠償請求③

本件では、臨時会の召集が遅延したことについて特段の事情がなかったのであれば、本件**損害賠償請求は認容**されるべきと考えられるが、**特段の事情の有無**及びそれが認められる場合の**損害額**については**原審で審理されていない**ので、原判決のうち本件損害賠償請求に係る部分を破棄し、**原審に差し戻して**これらの点について審理させるべきと考える。

今回の最高裁判決の意義

・法律上の争訟であることを認めた上で、「臨時会召集要求がされるか否かや、それがされた場合に臨時会召集決定がいつされるかは現時点では明らかでない」とした。

→臨時会召集要求をしたのにも関わらず、**内閣が懈怠すれば確認の利益が認められる。**

→臨時国会召集要求に参加した国会**議員個人が原告**になるだけで足り、4分の1以上の国会議員全員を原告としなくても原告適格が満たされる。

憲法53条後段の軟性化、任意規定化は絶対に避けなければならない。

これまでと同様に内閣が召集要求を放置した場合 予想される訴訟上の展開

- ① いずれかの議院の総議員の4分の1による臨時国会召集要求。
- ② 内閣が、「検討したい」と速やかに召集決定をせず、これまでと同様のらりくらし対応し放置。
- ③ 召集要求に参加した国会議員(個人)が、行政事件訴訟法第4条に基づき、公法上の義務確認訴訟として、内閣の20日以内の臨時国会召集決定義務の確認訴訟を提起。
- ④ 20日経過した場合は、さらに違法確認と直ちに召集義務があることの確認訴訟に変更か。